

- ◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取されることのないようお願ひいたします。

○原田委員長　これより質疑に入ります。  
 質疑の申し出がございますので、順次これを許します。廣津素子君。

○廣津委員　御質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の改正におきまして、参加者をプロの投資者、特定投資家に限定した取引所を創設し、一般投資家への転売を制限して、その市場に上場される銘柄には現行の開示規制を免除し、簡素な情報提供の枠組みを新設するとされております。

ここで、一般の投資家には必要でプロの投資者には不要とされる情報とは、具体的にどのようなものでしょうか。また、その情報の不足を補うために、いわゆるプロの投資者と言われる方はかわりにどういう情報を用いて判断をすることが可能となるのか、お伺いします。普通に考えますと、プロの投資者の方が情報の分析力があり、より詳しい情報を必要といたしますので、お尋ね申し上げます。

さらに、プロ向け市場に上場する企業については、取引所ではなく、取引所に承認された民間のアドバイザーが登録審査をすることを可能とする条項もあります。その法人は民間のアドバイザーなど、登録審査される企業に対して必ずしも独立性があるとは言えないと私は思います。プロ向け市場への上場に当たり、上場資格の担保ができないのではないかと危惧いたしますが、いかがでしょうか。

○三國谷政府参考人　お答え申し上げます。  
 プロ向け市場でございますが、これはプロ向け市場への直接の参加者を情報の非対称性が基本的に少ないプロ投資家、特定投資家に限定いたしまして、情報提供の枠組みなどをプロ向け市場を開設する金融商品取引所等が自主的に構築する、そういう新たな規律に基づく市場としようというところでございます。

こういった観点から、プロ向け市場におきましては現行の開示規制を適用しないこととしておりますが、プロ投資家の投資判断に必要な情報提供を確保し、投資家保護を図る観点から、プロ向け有価証券の発行者に対しまして、一つは、有価証券の発行時に有価証券の内容に関する情報及びその発行者に関する情報、これを法令で特定証券情報と定義しておりますが、この提供または公表を義務づけているところでございます。

今回、できる限り取引所の創意工夫を認め、そういう観点から、自主規制業務につきまして、プロ向け市場に関しましてはその一部を自主規制法人大外に委託することができるとしているところでございますが、この場合におきましても、この自主規制業務の実施についての最終的な責任は取引所が負っているところでございます。その上で、自主規制法人以外に委託できる自主規制業務を投資者保護の根幹にかかる事項以外のもの

げます。

これらの情報の具体的な内容、言語、会計基準などにつきましては、今後この法案を受けまして金融商品取引所等が検討することになりますが、例えば発行条件あるいは有価証券の要項などが考えられるところでございます。また、発行者に関する情報といたしましては、財務情報などが考えられるところでございます。

なお、プロ投資家が投資判断を行う上でより詳細な情報を必要とする場合には、プロ投資家自身が、発行会社が公表している情報、アナリスト等による情報等を収集、分析することによりまして投資判断を行うものと考えているところでございます。

次に、二点目の委託の問題でございますが、現在、イギリスの AIM 市場等におきましてこういったプロ向け市場が隆盛をしているところでございますが、そういうところでも N o m a d という制度がございまして、自主規制業務の委託等が行われているところでございます。

今回、できる限り取引所の創意工夫を認める、

に限定しますとともに、委託に当たりましては、取引所に対しまして委託先における自主規制業務の適切な実施を確保するための措置などを義務づける、こういった方策を講じているところでございます。

○広津委員 わかりました。

次の質問に移ります。

今回の改正により、証券、銀行、保険会社等のファイアウオール規制を見直し、証券、銀行、保險会社間の役職員の兼職規制を撤廃することになります。

例えば、銀行の顧客名簿を証券や保険会社の顧客獲得に利用されることが顧客にとって不利益であることがファイアウオールをつくっていた理由だつたわけですが、この点における顧客保護についてはどう解決されるのでしょうか。現在提出されている適正な情報の管理と適切な内部管理体制の整備というものは、役員の下部に位置する内部管理組織で管理を行うことになるため、この組織は役員に対しては独立性がないと思います。そのため、管理体制としては弱いと考えますが、いかがでしょうか。

○三國谷政府参考人 今回の法案におきましては、銀行、証券、保険の間におきます役職員の兼職制限を撤廃する一方で、金融機関またはそのグループ会社による取引に伴いまして顧客の利益が不当に害されることがないよう、適正な情報管理を含む利益相反管理体制の整備を求めるとしているところでございます。

また、グループにおきます顧客情報の取り扱い

に関しましては、内閣府令の改正によりまして、法人顧客に関する非公開情報の授受につきまして、顧客に不同意、いわゆるオフトアウトの機会を付与した上で、情報の共有を認めることを考えているところでございますが、今般のファイアウォール規制の見直しの後におきましても、顧客が望まない場合には、金融機関が顧客獲得などの目的で非公開の顧客情報を金融グループ内で共有することとは禁止されることとなるわけでございます。

次に、役職員との関係でございますけれども、

今般のファイアウォール規制の見直しにおきましては、役職員の兼職制限の撤廃を行つておりますが、今申し上げましたとおり、これにかわるものといったしまして、自己規律に基づく利益相反管理のための体制整備を求めてることと見ております。この枠組みのもとにおきまして、金融機関、金融グループにおきましては新たな業務展開が可能になる一方、業務運営に当たりましては、厳しい規律づけが求められることになる次第でございます。

諸外国におきましても、このような金融機関、

金融グループの自主的な規律づけによります内部管理体制の整備、これを求める規制の枠組みが趨勢となつていると承知しております。

議員御指摘の利益相反を管理すべき立場の役員が兼職すれば、その下の職員等はその意向に従わざるを得ないのではないか、あるいは適切な利益相反管理が行われないのではないかといった点にござるを得ないのではないか、あるいは適切な利益相反管理が行われないのではないかといつた点におきましては、これは役員等においてそういった利益相反管理の趣旨を損なうような対応が行われる

た場合には、体制不備ということで行政処分の対象にもなるわけでございます。

当局といたしましては、金融機関における体制整備の状況につきまして、適切なモニタリングを行うことによりまして、規制の実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○広津委員 わかりました。

ただ、今のお答えでは、例えば監査でも、内部統制組織は経営者をコントロールすることはできないわけです。それは、下部組織に属する者が上の者をコントロールすることは無理で、したがつて外部監査が必要ということになつておりますで、これは監査のイロハでございますので、

これもやはり同じような独立性の問題が生じてくるだろうと私は思つております。そのため、これについてはもうちょっと考える必要ではないかと思います。

次に、銀行、保険会社の業務範囲を見直し、銀行の兄弟会社に商品現物取引等の業務を解禁する枠組みを導入するという改正案につきまして御質問いたします。

最近のトウモロコシや原油の値段の異常な高騰には、世界人口の増加、地球温暖化による不作、バイオエタノールへの使用などの需給の問題以外に、商品取引、商品先物取引への大量の投機マネーの影響があつたと思われます。

そのような中、銀行や保険会社の業務範囲を見直し、銀行の兄弟会社にも商品現物取引、先物取引の業務を解禁するという枠組みを導入して、さらなる投機資金源を入れるに当たつては、どのよ

うな規制を設けていかれるのでしょうか。

例えれば、トウモロコシの値段の上昇は酪農や養鶏におけるえき代の高騰をもたらし、まさに酪農や養鶏を営んでいる人に、その人たちの経営努力ではいかんともしがたいコスト高による経営難をもたらしました。もし、今後もこのようなことが続ければ、国の支援にも限界があると考えられま

す。そして、銀行や投資信託などからの大量の資金が投機マネーとなり、まさに酪農や養鶏を営んでいる人の経営を妨げるというようなことになれば、実業を助けるはずの金融が、実際には実業をつぶしてしまい、ひいては、金融においても資金の投資先がないという状況になると思います。

また、燃料の高騰は、漁業における出漁を困難にし、ハウス農業や中小企業にも打撃を与えるまじめに物づくりをしている人々に大きな打撃を与えた。このようなことが短期的かつ頻繁に起これば、農業、漁業、商工業のような重要な産業でも、リスクが高過ぎてやつていけないということになり、後継者難がさらに激しくなると思いま

す。

銀行につきましては、その経営の健全性を促す観点から、他業禁止規制を課し、その子会社、兄弟会社が行い得る業務とあわせまして、業務範囲を制限しているところでございます。こういった業務範囲規制につきましては、金融サービスの高度化、多様化等が進展する中で、規制の国際的な動向も踏まえまして、銀行本体の経営の健全性の確保などに留意しながら、新しい時代のニーズにマッチした枠組みを整備していくことが重要と考えているところでございます。

今回の法案におきまして、兄弟会社の間でござりますれば親子会社間に比べましてリスク遮断の面ですぐれているといったことも勘案いたしまし

もうかるので起こりやすくなります。そのため、投機による短期間で一定以上の値上がりに対しても、グローバルな規制を行うというようなことが必要であると思います。この点に関しましては、今後、どのような規制を行っていく予定でしょうか。

また、最後に、日本では農林水産省、経済産業省が直接的に管理している商品市場、商品先物市場ですが、金融による大量の投機資金の流入により、実業に携わる生産者がコスト高を吸収できずには撤退しなければならないような状況が起こらないうよう、それぞれの省庁が協力して、グローバルな監視体制をつくっていかれることをお願いしたいと思います。

さて、我が国におきましても、リスク管理等にすぐれた銀行グループの銀行兄弟会社に、当局の認可のもと、商品の現物取引等の新たな業務を認めることのないように留意する必要があると考えているところでございます。

なお、この銀行兄弟会社が商品の現物取引等の新たな業務を行ふに当たりましては、銀行サイドにおきましては、銀行本体の経営の健全性を損なうことのないように留意する必要があると考えてお

ります。

こうした観点から、法案におきましては、銀行持ち株会社は、銀行兄弟会社が営む商品現物取引などにつきまして、グループ内の銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならぬこととしているところでございます。

また、市場の適正化につきましては、私どもも鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○渡辺国務大臣 委員が御指摘になられました食料、エネルギー関係マーケットの大変な急騰ぶりについては、私も深い関心を持って見ておりころでございます。私のところで金融市场戦略チームを立ち上げてございますが、その中でも議論が行われております。

エコノミストの水野和夫氏の指摘によれば、九〇年代以降、世界の金融資産が大変な勢いで膨らんできております。九〇年当時と比べて、およそ四倍ぐらいになっております。まさしくこの膨れ上がった金融資産を背景に、世界中で食料と資源

の争奪戦の様相を呈しているというのが水野氏の指摘でございました。

彼の見解によりますと、十六世紀において価格革命が起つたこととの対比で論じています。

十六世紀に新大陸からたくさん金、銀がヨーロッパに流入をし、これが貨幣の増大をもたらした。そして、小麦の価格が当時六倍から八倍に上がつたそうです。地中海ヨーロッパと東ヨーロッパが一体化をし、まさに当時のヨーロッパが拡大をしていく中で、封建中世から近代への歴史の大転換が行われたという指摘でございました。

そのようなアナロジーでいきますと、現在のグローバル資本主義の時代にあって、世界経済が一體化をし、このような形で短期的な価格の大変動が起こるというのは決して好ましいことはございません。

委員の御指摘を踏まえて、私もちょっと最近の事情を研究してみたのですが、例えばサブプライムショックというものがこの一年ぐらいの間に何度か起きました。例えば昨年の八月にいわゆるハリバ・ショックというのが起きました。ニューヨーク・ダウを始め世界の株式市場が大変な下落をしたのでござります。そういたしますと、その後に、例えばロイター・エフリード C.R.B. 指数、これはエネルギーとか食糧の穀物価格の指標でございますが、このC.R.B. 指数が異常に高騰ぶりを示す、そういう関連性が出てきております。つまり、サブプライムショックによって株式市場が下落をし、そのお金がC.R.B. 指数

あるいは穀物エネルギー市場、そういうふたところに向つていくことが推測をされるわけでござります。

議員の御指摘のように、世界的な規制という意見もございますが、市場取引に過度の規制というものを加えてまいりますと、厚みのある市場というは形成されにくくなるということがござります。当面大事なことは、このような世界の金融資本市場の動搖をいかに静めていくか、そのための国際協調の枠組みが必要であろうかと存じます。

○広津委員 丁寧な御説明、どうもありがとうございました。

これで私の質問を終わります。